

(資料1) 海技免状・操縦免許等の取扱いについて

1. 弾力措置の期間及び対象

今般の地震は、国内観測史上最大規模の災害であることに鑑み、長期的な影響が生じられることから、災害救助法が適用される市町村に住所を有する者及びその他やむを得ない事情がある者について、当分の間、弾力措置を講じます。

2. 弾力措置の内容

(1) 海技免許又は操縦免許の申請

海技免許又は操縦免許の申請は、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年以内にしなければならないところ、1年を超えていても申請できるようにします。

(2) 海技免状又は操縦免許証の更新申請

被災日以降に海技免状又は操縦免許証の有効期間（5年間）が満了する者のうち、その更新申請時において、更新期間（有効期間満了日以前1年以内）を超過しているものについては、有効期間満了日に更新申請があったものとみなします。この場合において、海技免状更新講習又は操縦免許証更新講習により更新を行うおうとする者に係る取扱いは、次のとおりです。

[更新講習関係]

① 更新講習は更新申請日以前3月以内に修了しなければならないところ、更新申請日において、3月を超過しているものは、有効期間満了日に講習を修了したものとみなします。

② 有効期間内に更新講習を修了することが困難である旨の申し出を受けたときは、現に有する海技免状又は操縦免許証を打抜のうえ、受講予定の講習までの期間を記載した有効期間更新手続中シールを添付する。この場合、可能な限り速やかに更新講習を受講するようお願いいたします。新たな海技免状又は操縦免許証は更新講習の修了証明書と引き換えに交付します。

③ 有効期間内に更新講習を修了できなかった者のうち、更新申請時まで、更新講習を修了した者は、有効期間満了日に更新講習を受講したものとみなします。

(3) 海技免状又は操縦免許証の再交付申請

① 失効再交付申請

海技免状失効再交付講習又は操縦免許証失効再交付講習は再交付申請日以前3月以内に修了しなければならないところ、申請日において、3月を超過しているものは、申請日に講習を修了したものとみなします。

② 滅失再交付申請

海技免状又は操縦免許証を滅失してはいないが、自宅等に保管しており、取り戻れない者などについても、本人確認のうえ、滅失再交付として申請できるようにします。自宅等に保管している海技免状又は操縦免許証は、後日速やかに返納をお願いします。

(4) 乗組み基準の特例許可の申請

大型船舶を被災者の方々の入浴・宿泊等に供する場合、乗組み基準の特例許可の申請手続きについて、提出書類を簡略化し、早急に許可を行います。

なお、詳細は、各地方運輸局等にお問い合わせ下さい。その際、今般の地震により支局等において甚大な被害が生じている場合は、各地方運輸局本局及び支局等においても対応致します。また、従前同様、郵送による対応も行います。

(資料2) 船舶検査等の取扱いについて

1. 船舶検査関係

(1) 弾力措置の期間及び対象等

被災地の船舶の所在地を管轄する地方運輸局等での対応の困難が予想されるため、被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務について、平成23年3月14日から平成24年3月13日までの間、管轄以外の地方運輸局等でも対応致します。

(2) 弾力措置の内容

① 船舶検査等の申請

船舶検査等に係る申請について、申請者の被災により通常の申請に拠ることが困難な場合、FAXやメール等による申請や添付書類の一部省略を認めることとします。後日、正式な申請書の提出及び手数料等の納付をお願いします。

② 船舶検査証書等の有効期間の延長

平成23年3月14日から平成24年3月13日の間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して3ヶ月の延長を行います。なお、当該有効期間の延長に伴う事務手続きは、延長された当該期間内に行うことで差し支えありません。

③ 定期的検査時等の処理

被災のため受検が困難な船舶等については、現認や写真、電話等により船舶等の現状が良好であることを確認のうえ検査終了とし、終了日の翌日から起算して6カ月後の臨時検査の指定とすることが可能です。

④ 船舶検査受検中船舶等の取扱い

被災地において船舶検査受検中の船舶等については、東北運輸局から委嘱手続き等の処理を行いますので、東北運輸局へお問い合わせください。

⑤ 小型船舶に係る取扱い

小型船舶についても、日本小型船舶検査機構において同様の取扱いと致しますので、詳細については同機構にお問い合わせください。

2. 登録測度関係

被災のため船舶国籍証書の検認又は検認期日延期の手続きをとれない船舶については、管海官庁が既に定めた検認期日を3ヶ月間延長しますので、最寄りの地方運輸局等にご連絡ください。

3. がれき等の安全運送関係

被災地での復旧作業に伴い大量発生が予想される、がれき、廃材、プラスチック、廃車等(以下「がれき等」という。)のばら積み運送における特殊貨物船舶運送規則(以下「特貨則」という。)が求める事務について、平成24年3月13日までの間、以下のとおり対処することとしました。

(1) 貨物の性状等に関する資料の供与(特貨則第1条の2の2関係)

貨物の性状等に関する資料の供与を省略することとして差し支えありません。

- (2) 地方運輸局長の確認の取扱い（特貨則第15条の2の3関係）
「がれき等」について、告示に掲載されていない貨物に係る地方運輸局長の確認を省略することとして差し支えありません。
- (3) 安全に関する留意事項
本件取扱いに当たっては、船長は、「がれき等」の性状を把握し、廃車からのガソリンの除去等安全確認に十分配慮して下さい。

(資料3) 雇入契約等の取扱いについて

1. 弾力措置の期間及び対象

今般の地震は、国内観測史上最大規模の災害であることに鑑み、長期的な影響が生じられることから、当該震災により被災した船員、被災者や被災地域の救助・救援業務に就く船舶に乗り組む船員等に係る船員法関係規定の適用に当たっては、以下に掲げるところにより、当面の間、弾力的な事務取扱を行うことといたします。

2. 弾力措置の内容

- (1) 法第37条に基づく雇入契約の成立等の届出が必要となる場合にあっては、事後的な手続きを可とする。
- (2) 法第50条に基づき船員手帳の受有等が必要となる場合にあっては、事後的な交付申請等を可とする。
- (3) 施行規則第77条の7に基づく危険物等取扱責任者資格の認定の更新が必要となる場合には、更新時期を超える場合であっても、同条第2項に規定する要件による更新を可とする。

なお、これら以外の規定の適用についても極力弾力的に運用することといたします。